# 「埼玉県特別栽培農産物利用店」指定実施要領

平成15年7月 3日農林部長決裁平成17年7月26日一部改正平成21年4月 1日一部改正平成27年3月24日一部改正令和元年5月1日一部改正令和2年4月1日一部改正令和2年4月1日一部改正令和2年10月28日一部改正

## 1 目的

特別栽培農産物の普及・拡大及びイメージアップを図るため、埼玉県が認証した特別栽培農産物を利用している飲食店等を、「埼玉県特別栽培農産物利用店」として指定し、環境にやさしい農業の振興に資することを目的とする。

## 2 指定要件

「埼玉県特別栽培農産物利用店」は、次の要件をすべて満たすこと。

- (1) 埼玉県内に店舗を有する飲食店及び総菜店、または埼玉県内に本店が所在する県外 の飲食店及び総菜店であること。
- (2) 「埼玉県特別栽培農産物」を1品目以上食材に使ったメニューを概ね年間提供できること。
- (3) 調理方法、盛りつけ方法、メニュー、献立名等に創意工夫を行い、本県の特別栽培農産物のイメージアップに貢献していること。
- (4) 「埼玉県特別栽培農産物」以外の農畜産物についても、できる限り県内産の利用に 努めること。

# 3 指定の期間

利用店の指定期間は、指定日の日から3年を経過した日以後の最初の3月31日までとする。

指定期間終了後、希望する場合は更新できるものとする。

# 4 指定の手続き方法

- (1) 「埼玉県特別栽培農産物利用店」の指定を受けようとする者は、別紙1の申請書に 記入の上、所管の農林振興センターを経由して埼玉県農林部農産物安全課(以下「農 産物安全課」という。)に申請する。なお、県外店舗については、本店所在地を所管 する農林振興センターを経由して農産物安全課へ申請する。
- (2) 3に規定する更新については、4(1)の規定を適用する。

## 5 指定の決定

(1) 知事は、申請のあった飲食店等について審査を行い、本要領2の要件に適合すると

認める時は、別紙4の「埼玉県特別栽培農産物利用店」指定書を交付する。

- (2) 指定された飲食店は、「埼玉県特別栽培農産物利用店」指定書を店内に掲出するものとする。
- (3) 知事は指定された飲食店等について、埼玉県のホームページに掲載しPRを行う。

# 6 看板の貸与及び設置

指定書を交付された店舗にあっては、「特別栽培農産物利用店」の看板の貸与を受けることができ、それを店先または店内に掲げることができる。

この場合、看板とは別にメニューなどに、特別栽培農産物がどう使用されているかが来 客などに対してわかるよう表示しなければならない。

なお、看板については、1店舗につき1枚の看板を貸与するものとする。

# 7 指定店の報告事項

- (1) 指定された飲食店等は、指定の翌年度から、毎年4月末日までに別紙2「特別栽培 農産物等利用報告書」及び別紙3「特別栽培農産物等利用計画書」を所管の農林振興 センターを経由して農産物安全課に提出するものとする。
- (2) 「埼玉県特別栽培農産物利用店」指定申請書の記述に、変更点が生じた場合は、所管の農林振興センターに連絡し調整を図るものとする。
- (3) (1)及び(2)について、県外店舗に係る事務処理は、本店所在地を所管する農 林振興センターを通じて行うものとする。

#### 8 指定の取り消し

知事は、「埼玉県特別栽培農産物利用店」となった飲食店等が、本要領2の要件に該当しなくなり、「埼玉県特別栽培農産物利用店」としての適性を欠くと認められるときは、 指定を取り消すことができる。

#### 9 その他

- (1) この要領に基づき「埼玉県特別栽培農産物利用店」の指定を受けた飲食店は、「県産農産物サポート店」登録実施要領に従い、県産農産物サポート店として登録を受けたものとみなされる。
- (2) その他この要領に定めるもののほか、「埼玉県特別栽培農産物利用店」の指定について必要な事項は別に定めるものとする。

## 附則

- この要領は、平成15年7月15日から施行する。
- この要領は、平成17年8月1日から施行する。
- この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- この要領は、平成27年3月24日から施行する。
- この要領は、令和元年5月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年10月28日から施行する。